

第13回 筑前町農業委員会総会（臨時）会議録

1. 開催日時 令和2年3月30日（月） 10時から11時30分

2. 開催場所 コスモスプラザ2階 視聴覚室

3. 出席委員 （18名）

井上 治康 会長	山口 弘行 委員
北原 康徳 会長代理（欠席）	柿原 栄司 委員
税田 悟 委員	焼山 穂積 委員
内藤 茂正 委員	平山 文雄 委員
川波 康利 委員	平田 豊美 委員
田邊 直美 委員	神本 明彦 委員
山田 善悟 委員	倉掛 喜人 委員
柳 幸敏 委員	前田 政實 委員
段浦 眞由美 委員	矢野 榮 委員
熊本 福實 委員	

4. 付議事項

議事

議案第1号 違反転用事案報告書の提出について

5. その他

6. 議事録署名人に指名された委員の氏名

平山 文雄 委員、 平田 豊美 委員

7. 事務局出席者

事務局長 近藤 亮太、 係長 谷口 謙司、 徳永 理恵

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	ただ今から、令和2年度第13回筑前町農業委員会臨時総会をはじめさせていただきます。 なお、1番 北原委員から欠席届が出ておりますが、現在の出席数は委員定数19名の過半数を超えておりますので総会は成立しております。
事務局	次第2、会長あいさつでございます。会長よろしく申し上げます。
会 長	(会長あいさつ)
事務局	ありがとうございます。 続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしく申し上げます。
会 長	議事録署名人の指名をいたします。13番 平山委員と14番 平田委員に申し上げます。
事務局	よろしく申し上げます。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしく申し上げます。
議 長	それでは、付議事項にはなります。 議案第1号 違反転用事案報告書の提出について、事務局より、説明をお願いします。
事務局	議案書1ページをお開きください 議案第1号 違反転用事案報告書の提出について、本日付 会長名でございます。 理由 農地法第51条第1項第1号に該当する事案が発生したため、審議を求めます。
事務局	(議案第1号を読みあげる)
	引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 違反転用者は、農地所在地の所有者であり、令和2年2月下旬から3月中旬までの間に中島溜池復旧工事の仮設道を利用し、自らの所有する農地に土砂を搬入・堆積させており、その為に必要な農地法の許可を受けておりません。 これを受けて事務局で3/12に所有者代理人と連絡を取り、現在の状態が違反転用となる旨を伝えると、その後に『農地改良の一時転用』として手続したい旨の意思を確認しております。 その後、数回、電話連絡や面談をしております。 3/18に今後の対応についての回答を文書にて求めており、3/27に添付資料6ページのとおり、『今後は農地改良で手続を進めたい』旨の回答がっております。耕作以外の目的に使うものではなく、今後も農地として利用するための地上げを行いたい、その手続をしたいとの回答です。前後しますが、違反転用者の代理人は3/20に中牟田町区関係者に1回目の説明に行ったとの報告をうけております。また、中牟田町区からは、3/26に区長が来庁され、正副町長・建設課・農業委員会事務局と経緯の確認と協議を行っております。 違反転用の手続につきましては、添付資料2ページのとおりとなっており、現在のところ事務局で電話・面談による口頭指導を行っております。また、井上会長と担当地区の農業委員と協議の上、先程、ご説明しましたように文書においても指導を行っております。 今回の審議にて決議されれば、正式に違反転用として県に報告をし、今後は県の方から違反転用者に対して勧告がなされることとなります。 今回の違反転用については、第23期農業委員会として初めて案件ですので、ご意見等をいただいた上で対応について審議いただきます。よろしく申し上げます。
議 長	議案第1号について、事務局の説明が終わりました。 これから、質疑に入りますが、質問をされる方は挙手の上、委員席番号と、氏名を述べて、

	<p>発言をお願い致します。</p> <p>担当委員から報告をお願いします。</p>
2 番	<p>先週の日曜日に区長と水利関係者と私の3人で代理人の方と現場で説明を受けました。これ以上の地上げはしないということでしたが、今でも結構上がっていますし、南側には、2件家が建っています。中島池から次のため池に水を運ぶ水路が西側の方にありますが、一応蓋がかぶせてありますが、大雨で土砂が流れ込んで、その上に堆積とかすれば、後の管理が困ります。4条で申請したいと言われています。</p> <p>大量の土砂が搬入されて近所に住んである住民のかたが不安に思っており、区長も大変心配しておられますので皆様の協議をよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは、報告第1号について 何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
10番	<p>流れ的に、2ページの1番、違反転用に対する処分又は命令の手順で、まず、農業委員会が現地調査→初期指導→違反転用事案報告書の提出を県に提出するんですよね。流れ的には、この文章を県に提出して、それからの指導のもとに我々が動くんですか。それとも、勝手に我々は動いていいんでしょうか。</p>
事務局	<p>農業委員会としてのメインの動きは、違反転用事案報告の提出までとなっております。違反転用の処理自体は県がメインとして処理をします。もちろん県の方からいろんな協力が求められ一緒に処理をしていくこととなりますが、勧告とかを出すのは県の方になります。</p> <p>ついでですが、農業振興地域内の農振法違反の場合は、町がメインとなって勧告や是正措置の協議を行っていきます。以上です。</p>
10番	<p>分かりました。2番が言われるように、1m～2m上げるのは、仕方がないのはわかります。上げるのもだいたい1mか1m50cmじゃないかと思うんですよね。里道も埋められている状態ですかね。元に戻して、高さ的には1mか1m50cmなら分からないでもないですが、現状のかんじなら3mぐらい、上がっていますかね。私はそう思います。以上です。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p>
6 番	<p>回答書にある、堤防修復の計画段階で自農地の嵩上げの相談の状況もあり、協議に加らせていただきたいと申し入れたが聞き入れていただけなかったとありますが、これは、町の方が対応しなかったということですか。</p>
事務局	<p>当初、災害があった時に当該地の方から仮設を作らせていただけないかと相談に来られました。その時に、ここは、ため池の下だから不安であると、地上げして堤防に泥をどんづけさせてくれという、話がありました。しかし、災害につきましては、あくまでも原形復旧でありまして、その下、ため池と地上げしている所の間に構造物があったのはご存知だと思います。</p> <p>そういう事もありまして堤防に泥を投げかけるという話にはのっておりません。その時の相談は、とりあえず、仮設道を作って工事の方で利用をさせてくださいという話までで終わっております。確かにご本人は、この文章に書いているとおり、地上げしたことによって、堤防がより強くなるんじゃないかという書き込みもありますが、町の災害復旧につきましては、あくまでも堤防だけでもより強いため池復旧と申しますか、それを計画して進めていますので、その必要はないと考えていたところですので、ですから、その後、ご本人との話し合いはしております。以上です。</p>
議長	<p>お尋ねですが、ため池工事をする時の、工事請負者と土地の所有者が一緒ですが、利用した土地に対して町は費用を払っているんですか。</p>

事務局	借地料の関係は、把握しておりませんが、仮設道を作ること、終わったら外すことの分は、工事代に入っています。以上です。
議長	他に何かありませんか。
18番	現場を見て思ったんですが、上の方は、湿気があるから申請をされていて、災害があったからということなら、良いんですが、下の部分は元に戻してもらいたと思います。
議長	分かりました。他にありませんか。
11番	全面的に見たところ、3～4m上がっています。この文章に理由としては、災害とかを心配してありますが、全面的にしなくてはいけないのかと疑問はあります。例えば、池の堤防の下、ぬかるみがあるところと周辺は、仕方がないかなと、文章から読み取れるかもしれませんが、その下まで上げる必要があるのかと疑問はあります。
議長	他にありませんか。 (質問なし)
事務局長	担当委員に確認をさせていただきます。20日に最初に業者の方から話し合いの場をもたれたと思いますが、その後、何か次の約束事などはいかがでしょう。
2番	私は聞いていません。
事務局	回答書の件ですが、最後に書いてあるように、今後、地元と協議して現地を改善していきたいというのが要旨で、いつ頃までにするのかという事ですが、とりあえずは、4月中にはこうしたいという図面を作成して、地元の方に伺いたいと聞いています。なるべく早くしたいが、ため池との境で図面のひき方に困っていると言われていました。地元との協議が進まないといけないと伝えてあります。農業委員会の方で総会の後に県の方に違反転用として、上げることになればと、なげかけています。なるべく早めに改良の申請をして解決したいと口頭で回答がありました。以上です。
議長	それでは、だいたい意見もでたようですので、採決に移ります。違反転用として、県にあげることに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議長	議案第1号は全員賛成にて違反転用として県に報告をいたします。 事務局から何かありませんか。
事務局	審議、ありがとうございます。 今後は、県の方がメインとなっていきますが、農業委員会にも、いろいろ投げかけがあると思いますので、通常の総会の方に入れてお話ができればいいですが、どうしても時間がないときはこういった形で臨時の総会を開催させていただきますので、よろしくをお願いします。 それから今後、地元との協議が進み、この分の転用が出てきたときに、さらに、農業委員の皆さんで意見を出していただいて、より良い方向に進めていきたいと思いますので、ご協力をお願いします。
事務局	次第5 その他

